

第3号議案

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会則改正（案）

開催前年度までに受け入れた協賛金を、開催年度に実施する事業等に活用するため、協賛金を翌年度会計に繰り越すことを認める規定を設ける。

新旧対照表

(新)	(旧)
(決算) 第19条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。 2 決算において剰余金を生ずるときは、協議により負担金の拠出者に返還する。 <u>ただし、協賛金を財源とする剰余金については、翌年度会計に繰り越すことができる。</u>	(決算) 第19条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。 2 決算において剰余金を生ずるときは、協議により負担金の拠出者に返還する。

「清流の国ぎふ」文化祭２０２４実行委員会会則

第１章 総則

(名称)

第１条 本会は、「清流の国ぎふ」文化祭２０２４実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第２条 実行委員会は、「清流の国ぎふ」文化祭２０２４（第３９回国民文化祭及び第２４回全国障害者芸術・文化祭をいう。以下同じ。）を通じて、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第３条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (１) 「清流の国ぎふ」文化祭２０２４の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (２) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (３) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第２章 組織

(組織)

第４条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

２ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (１) 県議会議員
- (２) 市町村長
- (３) 関係機関及び関係団体の役職員
- (４) 学識経験を有する者
- (５) 岐阜県職員
- (６) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第５条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (１) 会 長 １名
- (２) 副 会 長 １０名以内
- (３) 常任委員 ３０名以内
- (４) 監 事 若干名

(役員を選任)

第６条 会長は、岐阜県知事をもって充てる。

２ 副会長、常任委員及び監事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の決算について監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(任期)

第8条 会長、副会長、常任委員、委員及び監事の任期は、第20条の規定に基づき実行委員会が解散する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長、副会長、常任委員、委員及び監事が、就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 県選出国會議員

(2) 県議會議員

(3) 報道関係機関の役職員

(4) その他会長が特に必要と認める者

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、重要な事項に参与する。

5 顧問及び参与の任期は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議)

第10条 実行委員会の会議は会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長を務める。

2 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 企画委員会

(総会)

第11条 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 「清流の国ぎふ」文化祭2024の実施計画に関する事項

(2) 実行委員会の会則に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 常任委員会への委任に関する事項
- (6) 実行委員会の解散に関する事項
- (7) その他実行委員会の運営に関する重要な事項
- 2 総会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 総会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人を選任し、表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 5 会長は、第1項に掲げる事項のうち緊急やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって総会の議決に代えることができる。
- 6 会長は、必要に応じて、顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項
 - 5 常任委員会は、前項各号に掲げる事項を審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告する。
 - 6 前条第2項から第5項までの規定は、常任委員会について準用する。

(企画委員会等)

- 第13条 企画委員会は、「清流の国ぎふ」文化祭2024における実施事業の企画及び審議等をする。
- 2 その他、会長が必要と認めるときは、実行委員会に各種委員会を置くことができる。
 - 3 企画委員会等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(専決)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その内容について次の総会等において報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第16条 実行委員会の会計は、実行委員会の設立の日から始まり、実行委員会の解散をもって終了する。

2 その他実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、会議に提案する。

(事業年度)

第18条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第19条 会長は、決算を協議する総会において、事業報告書及び決算見込資料を、監事の監査意見を添えて提出しなければならない。

2 決算において剰余金を生ずるときは、協議により負担金の拠出者に返還する。ただし、協賛金を財源とする剰余金については、翌年度会計に繰り越すことができる。

第6章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散する。

(残余財産)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会で協議のうえ別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第22条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局内に置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 補則

(一部権利の委任)

第23条 会長は、復代理人を置き、実行委員会が受ける負担金の申請及び交付にかかる権利の一切を復代理人に委任する。

- 2 復代理人は、岐阜県副知事をもって充てる。

(解散後における事務の処理)

第24条 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問い合わせ、その他の事務については、岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局（引き継ぎ課を含む。以下同じ。）において処理する。

- 2 実行委員会の解散後の文書等については、岐阜県環境生活部県民文化局文化祭推進事務局へ引き継ぎ、以後、同局において、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）により管理する。

(その他の委任)

第25条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和4年7月6日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第18条の規定に関わらず、実行委員会設立の日から始まるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和6年3月29日から施行する。

別表（第6条第2項関係）

副会長 (10名)	岐阜県議会議長
	岐阜県芸術文化会議会長
	公益財団法人岐阜県教育文化財団理事長
	「清流の国ぎふ」文化祭2024企画委員会委員長
	一般社団法人岐阜県レクリエーション協会会長
	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長
	岐阜県障害者社会参加推進センター会長
	岐阜県市長会長
	岐阜県町村会長
	岐阜県副知事
常任委員 (28名)	岐阜県議会副議長
	岐阜県議会厚生環境委員会委員長
	岐阜県市議会議長会会長
	岐阜県町村議会議長会会長
	岐阜県美術館館長
	岐阜県図書館名誉館長
	岐阜県地歌舞伎保存振興協議会会長
	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会会長
	一般社団法人岐阜県手をつなぐ育成会理事長
	特定非営利活動法人岐阜県精神保健福祉会連合会理事長
	一般社団法人岐阜県経営者協会会長
	一般社団法人岐阜県経済同友会筆頭代表幹事
	岐阜県商工会議所連合会会長
	岐阜県商工会連合会会長
	岐阜県中小企業団体中央会会長
	一般社団法人岐阜県観光連盟会長
	一般社団法人岐阜銀行協会会長
	一般社団法人大垣銀行協会会長
	岐阜県農業協同組合中央会代表理事会長
	公益社団法人岐阜県バス協会会長
	一般社団法人岐阜県医師会会長
	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
	一般財団法人岐阜県地域女性団体協議会会長
	岐阜大学学長
	岐阜市長
	岐阜県副知事
	岐阜県教育委員会教育長
	岐阜県警察本部長
監事（3名）	岐阜県会計管理者
	岐阜県市長会監事
	岐阜県町村会副会長